平成22年度 第2回倉敷市地域包括支援センター運営協議会会議録

- 1 日 時 平成22年11月4日(木)13:30~15:00
- 2 場 所 くらしき健康福祉プラザ 3階視聴覚室
- 3 出席者 12名

委員 石合 瑞恵 (岡山県介護支援専門員協会倉敷支部)

委員 川上 富雄 (岡山県社会福祉士会)

委 員 國友 澄江 (倉敷ねたきり・認知症家族の会)

委 員 甲加 和歌子 (岡山県薬剤師会倉敷支部)

委員 兒山 和子 (倉敷市栄養改善協議会)

委員 近藤 康弘 (倉敷歯科医師会)

委 員 佐藤 千鶴子 (倉敷市愛育委員会連合会)

委 員 西原 洋浩 (倉敷市連合医師会)

委員 長谷川 隆志 (岡山県備中県民局健康福祉部)

委員 東入来 真夕美(岡山県看護協会倉敷支部)

委員 平松 冨美子 (岡山県老人福祉施設協議会)

委員 山内 宣夫 (倉敷市社会福祉協議会)

4 欠席者 4名

委員 秋山 格一 (倉敷市老人クラブ連合会)

委員 川井 進 (岡山弁護士会)

委 員 田辺 昭夫 (倉敷市議会保健福祉委員会)

委員 松尾 忠昭 (倉敷市民生委員児童委員協議会)

5 事務局 12名

森脇 正行(倉敷市保健福祉局保険部長)

北山 卓 (倉敷市保健福祉局保険部次長)

三宅 明彦(倉敷市保健福祉局保険部介護保険課長)

山本 文男(倉敷市保健福祉局保険部介護保険課主幹)

光田 武道(倉敷市保健福祉局保険部介護保険課管理係長)

神谷 茂雄(倉敷市保健福祉局保険部介護保険課主事)

橋村 和樹(倉敷市保健福祉局保険部介護保険課主事)

太田 康代(倉敷市保健福祉局保険部介護保険課課長主幹

兼倉敷市地域包括総合支援センター所長)

塩見 一好(倉敷市地域包括総合支援センター主任)

高原 寛子(倉敷市地域包括総合支援センター主事)

岡部 雅恵(倉敷市地域包括総合支援センター主任ケアマネジャー)

川越 幸治(倉敷市保健福祉局福祉部高齢福祉課主任)

6 開 会

7 議事

川上会長が議長として議事進行。

- (1)更新制度(審査)の実施について
 - ・基本方針について
 - ・審査方法について
 - ・審査項目について
 - ・スケジュールについて

事務局より、資料に基づき、上記について説明。 質疑応答は、次のとおり。

- ・基本方針について
- (議長)まず1ページ目、基本方針についてはご了解をいただいたということでよろしいでしょうか。(承認の声を受け)はい、ありがとうございます。
 - ・審査方法について
- (議 長)続きまして、2ページの審査方法についてはいかがでしょうか。
- (委員A)審査委員会の開催は、だいたい月一回ぐらいだと思いますが、その開催したときに、25(高齢者支援センター)全てを一回で行うのか、あるいは分けて行うのでしょうか。
- (事務局)事前審査で判定した結果を全て最初の部会に提出させていただく形を考えております。部会において、その結果を見ていただきまして、全高齢者支援センターの更新の承認あるいは再審査の判定をしていただくような形を考えております。
- (委員A) 25 (センター)全てを一回でやるのですか。
- (事務局)そうです。資料をわかりやすく作らせていただき、まず全センターの評価 をお願いするということです。
- (議 長)一度でやるにしても、おそらくいつものこの運営協議会のような90分と いう会議時間では進まないと思います。半日程度は少なくともかかると思い ます。
- (委員B)事前に市の方がチェックされると書いてあるのですが、このチェックについてもう少し具体的にどの程度のことをお考えになっているのか教えてください。それによって、はじめから判定項目が明らかに足りないようなものは上がってこないのか。チェックということは、表にまとめられるようにお聞

きしたんですけれども、全てが上がってくるのか。チェックの仕方によって も、審査部会の時間が変わってくると思うのですが。

- (事務局)審査項目、事業評価と事業計画をもって、今回出させていただいております項目で承認いただきますと、更新基準というものを次回にお示しするわけですが、その基準に基づいて、各センターの評価といいますか、事前チェックというのは、更新基準に照らしまして、ほぼ基準以上であれば、更新が可であるとか、あるいは、場合によっては、事業評価と事業計画の中身で、まだやや不十分であるとか、そういったものが見受けられた場合には、改めて審査部会でご判断をいただくような、そういった形で進めて参りたいと考えております。
- (議 長)私は、事務局でのチェックは、審査ではなく、あくまでもチェックということで、一覧表にそのデータをまとめていただいて、例えばABCと付きますよね、たくさんの項目に、それ掛ける20年21年22年の3年分ですから、各センターのAがいくつだった、Bがいくつだったとかというような、計算したようなものを合わせて出してもらうイメージでした。審査基準で色々理念だとか職員配置だとか備品だとか書かれているものに対して、ちょっと気になる文章は赤色にしておいてもらうとか、立派なことを書いているけれど、実際過去全然これまで3年間やってきて整備されてないではないか、といった気づきを市の委託元としての立場で加工しておいていただければ、我々が審査をするとき大分楽になると思います。
- (事務局)今、会長がおっしゃられたような形で進めてまいりたいと考えております。
- (委員B) そうすると、書いてあることと少し違うのではないかというところは、 ちょっと印をつけたりとかいうことですよね。そうしないと、文章だけを見 て「はい審査します」といって、実際は内容が違っていたとかっていうこと に、一々見に行くわけにはいかないですから、書類上の審査だけということ になりますよね。
- (議長)介護保険課、地域包括総合支援センターいずれもそれぞれの立場で25センターの様子は把握されているわけですから、その辺も加味して、ここに書かれていることがどうなのかっていう辺りも、ちゃんとコメントを付けて出していただければ、我々が判断しやすいかなと思います。
- (委員B)書いてある内容を、安心して理解させていただけますよね。
- (委員C)大体の流れは分かりましたが、たぶんこの資料から読み取りますと、7月に、みなさんで書類を審査判定するという一番時間がかかると思います。その資料を事前に見せていただくということもできない秘密資料ですよね、もちろん。そういうことになると、その場に来て、25センター全部目を通すのはなかなか難しいと思うので。個人的な感覚ですけれども、せっかく大勢の方(委員)がおられるので、2つか3つぐらいの小グループに分かれてはいかがでしょうか。深く読むと数を絞らないと難しいと思うので、その辺で時間の効率化を図り、しっかり読み込んで。先ほど言いましたように秘密資料ですので、その場ですぐ見てというのは難しいと思うので、その辺をちょっ

と工夫した方が7月の下旬の審査判定は有効にできるのかなと思いました。 それから、8月の再ヒアリングは、対象数は少ないと思います。もしかした らゼロかもしれない。という風なことを考えて、少しイメージして審査を進 めた方がいいかな、という印象を持ちました。

(議 長)大変前向きなご意見をいただきまして、ありがとうございます。この辺の 審査部会の開催方法というか、進め方は、またちょっと事務局の方で、今の ご意見を踏まえて、練ってみていただけますか。確かに読み込んで全員で 2 5 センター分を検討していると、もしかして一日朝からやってても終わらな いかもしれないな、という危惧はありますので、その辺はちょっと考えてみ てください。

審査にあたって、私がちょっと気にしているのは、25センターの中に今日の運営協議会のメンバーが関与している法人、団体があるわけです。そこの審査に立ち会っていいのかいけないのか、普通で言えば立ち会わない方がいいわけですが、その関わり方をどうするか、というところをご意見いただければと思います。事業所に関与のある方は外れていただいて、しがらみのない方で審査部会を編成するのか、それとも16人全員で審査部会ということにしちゃって、分担してやるっていうんだったら委員が関わっている法人を担当しないようにするか、そこの話題になったときには室外へ一時的に退出して意見なり評価なりコメントしないように排除するとか。皆さんが良かれと思う方法で進めたいと思いますけど、どうでしょうか。

- (委員C)分かれて可能ならば、当該の施設は別のグループで審査をするといったや り方もできると考えました。
- (議 長)そのご意見を踏まえるならば、16人の運営協議会のメンバー全員で審査 部会というような形でもいいんですか。僕は人数絞り込むイメージでいたん ですけれど。
- (事務局)その件につきましては、問題はないと思います。ただ、委員さんの方々の 負担がそれで重くなるのか軽くなるのかということがありまして、なるべく 軽くなる方向で私ども考えておりましたので、皆様がそれで可能だというこ とでおっしゃっていただければ、私どもとしてはそれに対応させていただき ます。
- (議 長)本業の業務との兼ね合いで、7月8月1回ずつ丸1日出てきてくださいっていうのがお願いできるかどうか、というところもありますね。日程調整さ えすれば、何とか皆さんなりますでしょうか。
- (委員C)委員からはずれたいということになると、はずれた方は逆に負担が・・・ 差が付き過ぎますよね。さっき言ったように時間を効率良くしていただく方 が、より均等、かつ負担軽減につながると思います。
- (委員A)やはり関連している施設の審査には入るべきではないと思います。何のための審査かわかりませんので、それはもう絶対はずれるべきだと。もう一つ、ここの資料で見ますと、「審査部会の最低構成人数は5~6名を想定」と書かれてあります。これはどういうことかというと、審査は市の方で行い、資料

揃えますのでこれを審査部会で承認してほしいという感じで出しておられる のではないでしょうか。我々が半分以上審査するから、そういう感じで受け 取れます。

- (議長)いや、そういうつもりは決してありません。委員の皆さんになるべくご負担のないようにと、打合せの中で出てきた方法です。
- (委員A)何回かに分けてするのであれば、いくつか作ってグループを、するのも同じですから、同じ人が何回も出るんじゃなくて、1回どこか都合のいいところで済むということで良いのではないでしょうか。
- (議 長)では、一応、審査部会のメンバーは、運営協議会のメンバーがそのまま横滑りということで考えさせていただいて、その中をグループに分けて、分担して評価の作業をすることとします。16人ですから3グループに分けても5人ずつぐらいになりますので、それぐらいで分けてやれば、かなり負担軽減にもなるし、時間もお昼からぐらいでも何とかできるかもしれません。このご意見を踏まえて、一応16人全員が審査部会のメンバーになるということを前提に、審査の流れ、手順、方法を事務局の方で練ってもらおうかと思います。
- (議 長)それでは2ページの審査方法の流れ、ご承認をいただいた、ということでよろしいですか。(承認の声を受け)はい、ありがとうございます。

・審査項目について

- (議長)続きまして、3ページのセンター事業評価、4ページのセンター審査基準 について、この2つをベースに書類審査を行いたいということ、また、項目・ 枠組みについてもこれで承認ということでよろしいですか。
- (委員B)3ページ運営体制の「特定事業者への提供サービス偏り」の欄についてですが、ここに「正当な理由なく」とありますが、「正当な理由」の定義はあるのでしょうか。50%以下と書いてありますよね。
- (委員D)その地域にそこしかないとか、あまりにも山の方なので他所が受けてくれないというような場合も、正当な理由になってくるかと思います。事業者自体を選ぶ余地がないとか、利用者から「どうあっても、いいところへ行きたいんだ」と言われたりする場合、他の所を紹介してもダメだったというような場合が当てはまると思います。
- (委員B) そういう場合に限りということですか。
- (事務局)事業提供をする場合に、どういう方法で利用者さんに情報提供しているか、 もちろん利用者さんのご意見を重視させていただくのですが、それとは他に こういう風な利点があった事業者がありますよ、というのをきちっと提示し た上で選ばれているかどうか、という辺りを重視して年に1回確認をさせて いただいております。実際に50%を超える所については、どういう風な提 示の仕方をしているのか、という風な辺りも聞かせていただいています。
- (議長)他に気になるところでも結構です。ご意見があればお出しください。

- (委員D)この中に出てないんですが、会議か教室の開催カウントを1とするとか0.5とするものがありましたね。他のセンターと一緒に地区全体で行った時は0.5になるとか、自分のセンターだけが行った場合は1とするというようなカウントで、何回と回数上げていくようなものが確かあったと思うのですが。以前、他所の包括支援センターさんたちがいらっしゃるときに、その地域全体で1つしようと思うと、その調整や関係のケアマネージャーさんに連絡をして取りまとめをするという手間としては、自分のところだけが小さくするよりもかえって大変なことが多いんだけれど、0.5とされるのは不本意だ、という話を何かのときに言われてたんです。具体的に他所のセンターと共同で行うと半分、0.5ポイントみたいな感じでもし計算されるのでしたら。たぶん、両方が一生懸命されて調整してという手間は、自分の中だけで話をして先生を呼んでお願いとか自分の所だけで教室をしますよというよりは、より一層大変は大変で。少なくとも同じぐらいのポイントじゃないかな、と聞いてる私はそのとき思ったんです。どういう風になるのか、もう少し説明していただいたらと。
- (議長)教室だけでなくて、ケアマネ交流会とかも地区合同で持ち回りでやっていたりしますね。その辺も合わせてお願いします。
- (事務局)教室ではなくてケアマネ交流会のことだと思うのですが。玉島地区は6センター、児島地区6センター、水島は3センターという風に、地区で6センターが合同でエリアのケアマネージャーさんを呼んで色んな情報提供をしたり交流会をしたりということを実施しています。実際に合同でしていますという中なんですが、やっぱり持ち回り的になっていってますので、単独で自分のエリアのケアマネさんたちとの交流をきちっと継続で行っているセンターに比べると、もちろん合同の良さもあるんですが、エリア内のケアマネさんの質を向上させていくというのがセンターの役割の中にありますので、責任を持って圏域内のケアマネさんに対しての支援を行うという意味では、単独開催をきちっとしてる所に対しては、1回と認めていきたい。合同開催の場合は、その手間等も考え、0.5回ということにさせていただきました。ただ集まって調整というのではなくて、支援を顔と顔がつながる所で、特に管轄内のケアマネさんとの関係を深めていきたいというのがありましたので、変更させていただいております。
- (委員D)ケアマネの事業所の個人的な意見で言えば、センターを7年されている方と、その地域のセンター職員が全部換わってしまって、資格取り立ての方ばかりというような格差もあるわけです。居宅の方の相談を受けても、ちょっとお待ちください、みたいに後ろからもう1人呼んできますというようなことが起こったりしているので。その地域のセンターとの顔つなぎは大事なので、私たちも連絡をしますけれども、センター同士同じぐらいのレベルであってほしいと思います。ケアマネさんで経験の浅い人もいらっしゃって、その地域のセンターが単独で頑張ってらっしゃるけど、技量がまだ足りないというようなことが起きてると思うんです。技量のある経験を積んでるセンター

や、まだ新しい人たちが多く虐待のケースなんかはまだあまりできないというセンターとかは、できれば合同で開催してくださって、同じぐらいなレベルの研修なり交流会なりをしていただくのが、ケアマネの事業所としてはありがたいです。それを0.5にすると言われて、やっぱり単独ですると言われて「どうかな?」という内容の交流会になるより、1ポイントずつにしていただいて、あまり恵まれてない地域のケアマネさんたちも、街の中ですごくディスカッションしてよく勉強されているセンターの情報をそのまま入れてくることができるようにしていただけると、介護事業としてやっていく上では、とてもタメになって参加する意味があるんです。私たちよりずっと浅くてまだ何も教えてもらえない交流会だと、参加が減ってきますので。せっかくしてくださって、参加が減ってくると意味がないかなという感じがします。

- (事務局)ケアマネ交流会は毎回単独でというのではなくて、年に何回かは交流で計画をさせていただいておりますので、そういう中でまた意見もいただいて。毎回が全センターで実施するという風なのではなくて、エリアの包括も育てていただきながら、質問をいただけばそれをまた勉強させていただいて、全部の包括の方にも学ばせていただくという形にさせていただければと思います。ありがとうございます。
- (議長)はい、ありがとうございました。他には何かありますでしょうか。
- (委員C)審査が実際にどういう風な感じで進んでいくのかちょっとまだ具体的にわからないのですが、どうも書類審査というか、それが主のように思うんです。 点数制というか、そういうようなもので進んでいくんじゃないかと思うんですが。質の問題とかはどういう風なとらえ方というか、地域包括総合支援センターも関与しているというか、各支援センターの状態とかはある程度わかっておられるのですかね。
- (事務局)25のセンターに対して、地域包括総合支援センターは、年2回は必ず巡回訪問という形でセンターを訪問しておりますし、その都度、各地区ごとに毎月会議をもっていますので、そこにも出向いていっております。また職種別の連絡会議も毎月しておりますので。また困難事例や虐待事例があれば相談も一緒にさせていただいております。センターの状況は比較的把握させていただいております。
- (委員C)ただ、書類審査になると、自己申告というか、そういう風な感じですよね。 だからそれをある程度客観的にどういう風に見るか、ということも少しあれ ばいいかなと思うので、それをどういう形でとるかとかいうのはわからない ですけれど。例えば自己申告プラスクレームの状態とかですね、そういう風 なことも入れていただいたら。それに対してどう対応しているかとか。少し は自己申告プラスアルファという感じにはなると思いますが。
- (議 長)そのクオリティの評価の部分について言えば、先ほど事務局で書類チェックをするというのが1枚かませるようになりましたよね。そこで事務局なりのコメントをこれらの審査用紙に書き加えてもらっていいと言いましたけど

も、その辺でなんか言えないかなと思います。事務局が6月の段階で一度チェックをするというところで、ぜひ市なり地域包括総合支援センターなりの印象、感想というのを加えていただいたらどうかと思うんでけれども。確かに、地域の住民の皆さんとネットワークができて、すごい行き来があるんだよ、みたいなのは、なかなか表れてこないですよね、よほど上手いこと作文してどこかでアピールしない限り数字にもなかなか表れないですし。そういうところは、きっと地域包括総合支援センターは、年2回行かれていますし、毎月の各地区の交流会にも出られているので、よく状況なり、人柄なり、頑張ってるな、という印象もつかんでらっしゃるだろうと思いますので。書類審査の事務局チェックのところで、ぜひそれを出していただくということにさせていただければと思います。(承認の声を受け)はい、それでは質の部分も踏まえさせていただくということでお願いします。

・スケジュールについて

- (議長)5ページ6ページのところにスケジュールがあります。この進め方についてはいかがでしょうか。一応こんな段取りで進めさせていただくということで、ご承認をいただけますでしょうか。(承認の声を受け)はい、ありがとうございます。ご承認いただいたということは、来年度は4回か5回ぐらい出てきていただく必要があるわけですけれども、業務の方との兼ね合いでなかなか全員揃うというのは難しいかもしれませんけれども、できるだけご協力をいただければと思います。大変ご負担になろうかと思いますけれども。
- (議 長)それでは残り10分ほどですけれども、全体を通して何か質問やご意見と かあればお出しいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。
- (委員C)最終的に、審査結果で委託継続の承認するかどうかですが、承認不承認ということだけですか。例えば仮の承認とか、そういうのはないのですね。もう一つ承認するところまで至っていないけれど、これまでの経過とか、もう少し頑張ってもらわないといけないとかいうようなことでないと、3年間更に続くということになりますので、猶予期間とか、改善するかどうかを見る猶予だとか、それはこの1年間であった訳ですかね。この21年度済んでから、ここを頑張ってもらわないといけないとかいう忠告とかはあったのでしょうか。
- (議長)介護保険課や総合センターから、助言指導はよくしておられますよね。
- (事務局)今回出ております3ページ、毎年事業評価もさせていただきますし。また違う視点で巡回に行かせていただいて、気になる項目等がありましたら、また次回に生かしていただいて、その時にこういうところを改善してくださいということを言って帰ります。1年間の事業評価が出た段階で、支援センターの方に結果をお知らせして、その改善をどういう風にするかという回答ももらっております。そのことについては結果等も確認させていただいています。

(議 長)はい。仮承認という風におっしゃっておりましたけれども、例えば、しょうがないから、この地区には他に受け皿となる法人がなさそうだし、もう 1 期様子を見るけれども、相当頑張ってもらわないといけないよと条件なり注文を付けて委託の継続を承認するというような形、仮という形ではなくてオーダーを出してというようなことになるのかなと思います。

来年度は忙しくなりますけれど、何卒御協力をお願いしたいと思います。

(2) その他

議事なし。

8 閉 会